

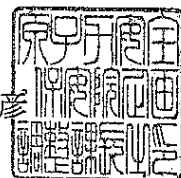
経済産業省

18原企課第14号
平成18年2月16日

電気事業連合会

理事 事務局長 寺本 嵩 殿

原子力安全・保安院 企画調整課長 西山 英彦



液化石油ガス保安課長 志方 茂

NISA-278b-06-01

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課長 村松 秀浩

電気工事の実施に係る液化石油ガスの保安の確保及び契約トラブルの防止について

液化石油ガス(以下、「LPガス」という。)が供給されている一般家庭において電気工作物等の工事(以下、「電気工事」という。)を行う際に、電気工事実施者がLPガス販売事業者に対して無断で既存のLPガス充てん容器、配管等のLPガスを供給している設備(以下、「供給設備」という。)の撤去等を行ったことに関し、事故に至らないまでも、LPガスにおける保安上適切でない状態があった事例や撤去費用に係るトラブルがあった事例が報告されています。

LPガスはその性質上、高圧かつ可燃性のガスであり、取り扱いによっては甚大な災害を引き起こす蓋然性があるため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、「液石法」という。)及び関係法令によってその保安の確保に努めているところですが、道路工事等の他工事においてLPガスの配管等を損傷させ、爆発、火災に至った事故も発生しており、同様に電気工事においても供給設備の取り扱いによっては事故へ発展することが懸念されます。

また液石法上、LPガス販売事業者には消費者からLPガス供給契約の解除の申し出があった場合に、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去する義務が課せられております。電気工事実施者等、第三者が無断で供給設備を撤去することは、消費者から依頼された場合であっても、解約時の清算条件に係る契約条項に違反する可能性もあり、契約の当事者である消費者が契約違反として損害賠償請求を受けるリスクにさらされることもありえます。

今後のLPガスに関する保安の確保・事故防止及び取引の適正化の観点から、電気工事に関連してLPガス販売事業者が所有する供給設備の撤去等が必要となる場合にあっては、撤去等の作業を電気工事実施者が自ら行うことなくLPガスの契約当事者である消費者が契約しているLPガス販売事業者に撤去等を依頼することなどにより、LPガスの保安の確保及び契約トラブルへの回避が図られるよう、貴団体の傘下会員を通じ、関連する電気工事実施者へ当主旨を踏まえて注意喚起されることをお願いいたします。

経済産業省

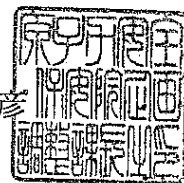
18原企課第14号

平成18年2月16日

全日本電気工事業工業組合連合会

会長 徳住 一郎 殿

原子力安全・保安院 企画調整課長 西山 英彦



電力安全課長 成瀬 卓也

液化石油ガス保安課長 志方 茂

NISA-278b-06-01

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課長 村松 秀浩

電気工事の実施に係る液化石油ガスの保安の確保及び契約トラブルの防止について

液化石油ガス(以下、「LPガス」という。)が供給されている一般家庭において電気工作物等の工事(以下、「電気工事」という。)を行う際に、電気工事実施者がLPガス販売事業者に対して無断で既存のLPガス充てん容器、配管等のLPガスを供給している設備(以下、「供給設備」という。)の撤去等を行ったことに関し、事故に至らないまでも、LPガスにおける保安上適切でない状態があった事例や撤去費用に係るトラブルがあった事例が報告されています。

LPガスはその性質上、高圧かつ可燃性のガスであり、取り扱いによっては甚大な災害を引き起こす蓋然性があるため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、「液石法」という。)及び関係法令によってその保安の確保に努めているところですが、道路工事等の他工事においてLPガスの配管等を損傷させ、爆発、火災に至った事故も発生しており、同様に電気工事においても供給設備の取り扱いによっては事故へ発展することが懸念されます。

また液石法上、LPガス販売事業者には消費者からLPガス供給契約の解除の申し出があった場合に、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去する義務が課せられております。電気工事実施者等、第三者が無断で供給設備を撤去することは、消費者から依頼された場合であっても、解約時の清算条件に係る契約条項に違反する可能性もあり、契約の当事者である消費者が契約違反として損害賠償請求を受けるリスクにさらされることもありえます。

今後のLPガスに関する保安の確保・事故防止及び取引の適正化の観点から、電気工事に関連してLPガス販売事業者が所有する供給設備の撤去等が必要となる場合にあっては、撤去等の作業を電気工事実施者が自ら行うことなくLPガスの契約当事者である消費者が契約しているLPガス販売事業者に撤去等を依頼することなどにより、LPガスの保安の確保及び契約トラブルへの回避が図られるよう、貴団体の傘下会員に対して注意喚起することを要請いたします。